

I 農薬に関する関連法規

1 農薬取締法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ・草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤・除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう。

- 2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。
- 3 この法律において「農薬原体」とは、農薬の原料であつて、有効成分及びその製造の結果残存する有効成分以外の成分から成るものと/orをいう。
- 4 この法律において「製造者」とは、農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、農薬を輸入する者をいい、「販売者」とは、農薬を販売（販売以外の授与を含む。以下同じ。）する者をいう。

(農薬の登録)

第3条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第34条第1項の登録に係る農薬で同条第6項において準用する第16条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

(製造者及び輸入者の農薬の表示)

第16条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れないで販売する場合にあっては、その包装）に次に掲げる事項の表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第34条第1項の登録に係る農薬で同条第6項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

- 1 登録番号
- 2 登録に係る農薬の種類、名称、物理的化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有濃度
- 3 内容量
- 4 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法
- 5 水質汚濁性農薬に該当する農薬にあっては、「水質汚濁性農薬」という文字
- 6 人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法
- 7 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨
- 8 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
- 9 農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項
- 10 農薬の製造場の名称及び所在地
- 11 最終有効年月

(販売者の届出)

第17条 販売者（製造者又は輸入者に該当する者（専ら特定農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者を除く。）を除く。第29条第1項及び第3項並びに第31条第4項において同じ。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、次に掲げる事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。当該事項に変更を生じたときも同様とする。

- 1 氏名及び住所
- 2 当該販売所
- 2 前項の規定による届出は、新たに販売を開始する場合にあってはその開始の日までに、販売所を増設し、又は廃止した場合にあってはその増設又は廃止の日から2週間以内に、同項各号に掲げる事項に変更を生じた場合にあってはその変更を生じた日から2週間以内に、これをしなければならない。

(販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第18条 販売者は、容器又は包装に第16条（第34条第6項において準用する場合を含む。以下この条及び第24条第1号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

- 2 農林水産大臣は、第9条第2項又は第3項（これらの規定を第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第10条第1項（第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をした場合その他の場合において、農薬の使用に伴って第4条第1項第4号から第9号まで又は第11号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要な範囲内において、農林水産省令で定めるところにより、販売者に対し、農薬につき、第16条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければその販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。
- 3 前項の規定により第16条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければ農薬の販売をしてはならない旨の制限が定められた場合において、販売者が当該表示をその制限の内容に従い変更したときは、その変更後の表示は、同条の規定により製造者又は輸入者がした容器又は包装の表示とみなす。
- 4 製造者又は輸入者が製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬について第2項の規定によりその販売が禁止された場合には、製造者若しくは輸入者又は販売者は、当該農薬を農薬使用者から回収するように努めるものとする。

(回収命令等)

第19条 農林水産大臣は、販売者が前条第1項若しくは第2項又は第31条第3項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴って第4条第1項第4号から第9号まで又は第11号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要な範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(帳 簿)

第20条 製造者、輸入者及び販売者（専ら自己の使用のため農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者その他農林水産省令で定める者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、製造者及び輸入者にあってはその製造又は輸入数量及び譲渡先別譲渡数量を、販売者（製造者又は輸入者に該当する者を除く。第31条第2項において同じ。）にあってはその譲受数量及び譲渡数量（水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量）を記載し、これを保存しなければならない。

農薬取締法施行規則第16条

2 法第20条の帳簿は、最終の記載の日から3年間保存しなければならない。

(虚偽の宣伝等の禁止)

第21条 製造者、輸入者（輸入の媒介を行う者を含む。）又は販売者は、その製造し、加工し、輸入（輸入の媒介を含む。）し、若しくは販売する農薬の有効成分の含有濃度若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は第3条第1項若しくは第34条第1項の登録を受けていない農薬について当該登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならない。

2 製造者又は輸入者は、その製造し、加工し、又は輸入する農薬について、その有効成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。

(除草剤を農薬として使用することができない旨の表示)

第22条 除草剤（農薬以外の薬剤であって、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を販売する者（以下「除草剤販売者」という。）は、除草剤を販売するときは、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合は、この限りでない。

2 除草剤販売者（除草剤の小売を業とする者に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。

（表示例）この商品は農作物や庭木・花きなど、植物の栽培・管理には使用できません

(勧告及び命令)

第23条 農林水産大臣は、除草剤販売者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該除草剤販売者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた除草剤販売者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該除草剤販売者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(使用の禁止)

第24条 何人も、次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第3条第1項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 容器又は包装に第16条の規定による表示のある農薬（第18条第2項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）
- 二 特定農薬

（参考）特定農薬

エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるもの）、重曹、食酢、天敵^{※1}

※1 昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を產生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内で採取されたもの

(農薬の使用の規制)

第25条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、現に第3条第1項又は第34条第1項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

3 農薬使用者は、第1項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

(水質汚濁性農薬の使用の規制)

第26条 政府は、政令で、次に掲げる要件の全てを備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として指定する。

- 一 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。
 - 二 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件の下では、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定された水質汚濁性農薬(以下単に「水質汚濁性農薬」という。)に該当する農薬につき、当該都道府県の区域内における当該農薬の使用の見込み、その区域における自然的条件その他の条件を勘案して、その区域内におけるその使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、これらの事態の発生を防止するため必要な範囲内において、規則で、地域を限り、当該農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨(国の機関が行う当該農薬の使用については、あらかじめ都道府県知事に協議すべき旨)を定めることができる。

農薬取締法施行令第2条

法第26条第1項の水質汚濁性農薬は、シマジンを有効成分とする除草剤に用いられる薬剤とする。

(農薬の使用に関する理解等)

第27条 農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるとともに、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第8条第1項に規定する普及指導員若しくは植物防疫法(昭和25年法律第151号)第33条第1項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。

(農林水産大臣、環境大臣及び都道府県知事の援助)

第28条 農林水産大臣、環境大臣及び都道府県知事は、農薬について、その使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは水産動植物の被害、水質の汚濁又は土壤の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用及びその安全性その他の品質の確保に関する助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(報告及び検査)

第29条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第3条第1項、第4条第1項、第7条第8項、第9条第2項及び第3項、第10条第1項、第16条、第18条第1項及び第2項、第19条、第21条、第23条、第24条、第25条第3項、第26条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に關し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

- 2 都道府県知事は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、前項の規定により得た報告又は検査の結果を農林水産大臣又は環境大臣に報告しなければならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者若しくは農薬使用

者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に關し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

- 4 第1項又は前項の場合において、第1項又は前項に掲げる者から要求があつたときは、第1項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。
- 5 第1項及び第3項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督処分)

第31条 農林水産大臣は、製造者又は輸入者がこの法律の規定に違反したときは、これらの者に對し、農薬の販売を制限し、若しくは禁止し、又はその製造者若しくは輸入者に係る第3条第1項の規定による登録を取り消すことができる。

- 2 農林水産大臣は、販売者が第18条第1項若しくは第2項、第19条又は第21条第1項の規定に違反したときは、当該販売者に對し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。
- 3 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、センターに農薬を検査させた結果、農薬の品質、包装等が不良となつたため、農作物等、人畜又は水産動植物に害があると認められるときは、当該農薬の販売又は使用を制限し、又は禁止することができる。
- 4 都道府県知事は、販売者がこの法律の規定（第18条第1項及び第2項、第19条並びに第21条第1項の規定を除く。）に違反したときは、当該販売者に對し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

(都道府県が処理する事務)

第43条 第23条及び第31条第2項の規定による農林水産大臣の権限並びに第29条第1項及び第3項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(罰則)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

- 一 第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反して農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入した者
- 二 第16条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして農薬を販売した者
- 三 第18条第1項、第21条（第34条第6項において準用する場合を含む。）、第24条又は第25条第3項の規定に違反した者
- 四 第18条第2項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反した者
- 五 第19条又は第23条第2項の規定による命令に違反した者
- 六 第26条第2項の規定により定められた規則の規定に違反して都道府県知事の許可を受けないで水質汚濁性農薬に該当する農薬を使用した者
- 七 第31条第1項から第4項までの規定による制限又は禁止に違反した者

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

- 一 第6条第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申請をしなかつた者
- 二 第17条第1項又は第36条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第20条又は第34条第五項の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若し

くは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

四 第29条第1項若しくは第3項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第3項若しくは第30条第一項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第35条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第5条第三項又は第6条第3項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申請をしなかった者
- 二 第6条第1項又は第12条の規定に違反した者
- 三 第6条第5項又は第6項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第47条第1号、第3号（第18条第1項に係る部分に限る。）、第4号又は第5号（第19条に係る部分に限る）1億円以下の罰金刑
- 二 第47条（前号に係る部分を除く。）、又は前2条 各本条の罰金刑

第51条 第47条の犯罪に係る農薬で犯人が所有し、又は所持するものは、その全部又は1部を没収することができる。犯罪の後、犯人以外の者が情を知ってその農薬を取得した場合においても同様とする。

2 前項の場合において、その農薬の全部又は1部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

農薬取締法施行令抜粋（参考）

（都道府県が処理する事務）

第4条 法第29条第1項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務のうち、農薬使用者に対し、農薬の使用に関し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させる権限に属するものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、農薬の使用により農作物等、人畜又は生活環境動植物の被害の発生が広域にわたるのを防止するため必要があるときは、農林水産大臣又は環境大臣が自らこれらの権限に属する事務を行うことを妨げない。

2 前項本文の規定は、法第29条第3項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務について準用する。

3 法第31条第2項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、農薬の販売により農作物等、人畜又は生活環境動植物の被害の発生が広域にわたるのを防止するため必要があるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。

4 第1項本文（第2項において準用する場合を含む。）及び前項の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る農林水産大臣又は環境大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（以下省略）

2 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

(平成 15 年 3 月 7 日 農林水産省・環境省令第五号)

(農薬使用者の責務)

第1条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に被害が生じないようにすること。
- 三 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- 四 農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにすること。
- 五 生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(表示事項の遵守)

第2条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
- 二 付録の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
- 三 農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号。以下「規則」という。）第 14 条第 2 項第 2 号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。
- 四 規則第 14 条第 2 項第 3 号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
- 五 規則第 14 条第 2 項第 4 号に規定する生育期間において、次のイ又口に掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。
 - イ 種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）第 23 条第 3 項第 1 号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農産物等の生産に用いる場合には、規則第 14 条第 2 項第 5 号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数
ロ イの場合以外の場合には、規則第 14 条第 2 項第 5 号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数
- 2 農薬使用者は、農薬取締法第 16 条第 4 号、第 6 号（被害防止方法に係る部分に限る。）第 9 号及び第 11 号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。

(くん蒸による農薬の使用)

第3条 農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）は、くん蒸により農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
- 二 当該年度のくん蒸による農薬の使用計画

(航空機を用いた農薬の使用)

第4条 農薬使用者は、航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 1 項に規定する航空機をいう。）を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所

二 当該年度の航空機を用いた農薬の使用計画

- 2 前項の農薬使用者は、航空機を用いて農薬を使用しようとする区域（以下「対象区域」という。）において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（ゴルフ場における農薬の使用）

第5条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該農薬使用者の氏名及び住所
 - 二 当該年度のゴルフ場における農薬の使用計画
- 2 前項の農薬使用者は、ゴルフ場の外に農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（住宅地等における農薬の使用）

第6条 農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（水田における農薬の使用）

第7条 農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（被覆を要する農薬の使用）

第8条 農薬使用者は、クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（帳簿の記載）

第9条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 農薬を使用した年月日
- 二 農薬を使用した場所
- 三 農薬を使用した農作物等
- 四 使用した農薬の種類又は名称
- 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

附則 省略

付録（第2条関係）

$$Q = Q_0 \cdot (A / A_0)$$

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q₀は、規則第14条第2項第1号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

Aは、農薬を使用しようとする農地等の面積

A₀は、規則第14条第2項第1号に規定する単位面積

3 「農薬取締法違反に係る公表の指針」及び「販売者に対する販売制限又は禁止の処分基準」について

県では、農薬取締法違反者に対し、適正な処分等を実施するため、次のとおり公表の指針及び処分基準を定めています。

農薬取締法違反に係る公表の指針

- 1 法第 29 条第 1 項に基づく立入検査の結果、販売者が法第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定（農薬の販売の制限又は禁止）に違反したことが確認された場合は、行政処分を決定し、法の目的を達成するため及び人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、立入検査結果の概要を公表する。
- 2 法第 29 条第 1 項に基づく立入検査の結果、販売者が法第 21 条第 1 項の規定（虚偽の宣伝等の禁止）に違反したことが確認された場合は、行政処分を決定し、法の目的を達成するため及び人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、立入検査結果の概要を公表する。
- 3 1 から 2 までにおいて公表する事項は、以下の事項とする。
 - ① 違反した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 違反条項及び違反事実の概要
 - ③ 処分内容
- 4 農薬取締法の改正があった場合は、所要の見直しを行うものとする。

販売者に対する農薬の販売制限又は禁止の処分基準

(根拠規定)

○農薬取締法第 31 条第 2 項及び農薬取締法施行令第 4 条第 3 項

都道府県知事は、販売者が第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 21 条第 1 項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

○農薬取締法第 31 条第 4 項

都道府県知事は、販売者がこの法律の規定（法第 17 条又は第 20 条）に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

(許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱に基づく処分基準)

違反状況		A		A 欄に該当する処分を受けてから 2 年以内に、当該処分に係る違反条項と同一条項の違反が確認された場合
違反条項	違反が確認された場合	故意または重大な過失による違反が確認された場合		
法第17条	販売者の届出		4 日以内の農薬の販売禁止	2 日以上 6 日以内の農薬の販売禁止
法第20条	帳簿の作成・保存			
法第21条第1項	虚偽の宣伝等の禁止	4 日以内の農薬の販売禁止		
法第18条第1項又は第2項	農薬の販売の制限又は禁止	5 日以上 10 日以内の農薬の販売禁止		8 日以上 15 日以内の農薬の販売禁止

販売禁止農薬・使用禁止農薬について

農薬として販売が禁止されているものとして、安全性の問題から農薬取締法第18条第2項により、農林水産省令で定められた下表の物質を含む薬剤のほか、容器や包装に登録番号などの決められた表示のない無登録農薬が該当します（「特定農薬」は除外）。

使用が禁止されている農薬は、農薬取締法第24条により、上記の販売禁止農薬と同じものが該当します。

表 「農薬の販売の禁止を定める省令」(H15.3.5 農林水産省令第11号)に記載のある農薬)

農薬	用途	登録年	失効年	備考
リンデン	殺虫剤	昭和24年	昭和46年	POPs物質(注) 第1種特定化学物質(注)
DDT	殺虫剤	昭和23年	昭和46年	POPs物質、第1種特定化学物質
エンドリン	殺虫剤	昭和29年	昭和50年	POPs物質、第1種特定化学物質
ディルドリン	殺虫剤	昭和29年	昭和50年	POPs物質、第1種特定化学物質
アルドリン	殺虫剤	昭和29年	昭和50年	POPs物質、第1種特定化学物質
クロルデン	殺虫剤	昭和25年	昭和43年	POPs物質、第1種特定化学物質
ヘプタクロル	殺虫剤	昭和32年	昭和50年	POPs物質、第1種特定化学物質
ヘキサクロロベンゼン	殺菌剤	登録実績無し	—	POPs物質、第1種特定化学物質
マイレックス	殺虫剤	登録実績無し	—	POPs物質、第1種特定化学物質
トキサフエン	殺虫剤	登録実績無し	—	POPs物質、第1種特定化学物質
パラチオン	殺虫剤	昭和27年	昭和47年	急性毒性が強く使用者の事故多発
メチルパラチオン	殺虫剤	昭和27年	昭和46年	急性毒性が強く使用者の事故多発
TEPP	殺虫剤	昭和25年	昭和44年	急性毒性が強く使用者の事故多発
水銀剤	殺菌剤	昭和23年	昭和48年	人体への毒性
砒酸鉛	殺虫剤	昭和23年	昭和53年	作物残留性
2, 4, 5-T	除草剤	昭和39年	昭和50年	催奇形性等の疑い
CNP	除草剤	昭和40年	平成8年	ダイオキシン含有
PCP	除草剤 殺菌剤	昭和30年	平成2年	ダイオキシン含有
PCNB	殺菌剤	昭和33年	平成12年	ダイオキシン含有
ダイホルタン	殺菌剤	昭和39年	平成元年	ADI(注)設定不可 (発ガン性の疑い)
水酸化トリクロヘキシルスズ (ブリクトラン)	殺虫剤	昭和47年	昭和62年	ADI設定不可 (催奇形性の疑い)
ケルセン	殺虫剤	昭和31年	平成16年	第1種特定化学物質
ペンタクロロベンゼン	農薬、農薬 製造時の 副生成物	登録実績無し	—	POPs物質、第1種特定化学物質
アルファーヘキサクロロ シクロヘキサン	リンデン の副生成 物	登録実績無し	—	POPs物質、第1種特定化学物質
ベーターヘキサクロロシ クロヘキサン	リンデン の副生成 物	登録実績無し	—	POPs物質、第1種特定化学物質
クロルデコン	殺虫剤	登録実績無し	—	POPs物質、第1種特定化学物質
ベンゾエピン	殺虫剤	昭和35年	平成22年	POPs物質

(注) POPs 物質：「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(通称 POPs 条約、2001年5月採択)で製造・使用が原則禁止された化学物質で、人や環境への毒性、難分解性、生物濃縮性、長距離移動性の性質を有している。

第1種特定化学物質：難分解性、高蓄積性及び人等への長期毒性を有する化学物質であり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)(化審法)において製造、使用、輸入等が規制されている。

ADI : acceptable daily intake (1日摂取許容量) の略で、健康を害することなく、一生涯にわたり毎日摂取可能な化学物質の量をいう。

疑義資材（無登録農薬と疑われる資材）について

農薬取締法第2条において、「農薬」とは農作物等を害する病害虫の防除等に用いられる薬剤と規定され、法第3条において「農薬は農林水産大臣の登録を受け製造等を行う」となっています。

このため、農薬として表示していない場合でも、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、若しくは、成分からみて農薬に該当し得るものは、疑義資材として取り扱われます。

○不適正な表示の判断基準

1 病害虫の防除を目的とした効能効果

- ・病害虫を阻止（発生しない）、病気に効く（治る）、害虫を殺す（駆除）、害虫病気を撃退（退治、抵抗力）、害虫対策（被害軽減）、害虫が呼吸を行う気門を塞ぐ、〇〇病等に期待、忌避効果、虫（シカ、イノシシ、モグラ、ハクビシンなど害獣を含む）が寄りつかない など

2 農作物等の生理機能の増進又は抑制を主たる目的とする効能効果

- ・植物の成長（又は開花・着色）を促進・抑制、植物生体内の触媒剤、植物の生理活動性を促進 など

3 農薬として効能効果を増強させることを目的とする効能効果

- ・農薬の効果を高める、展着剤 など

4 農薬としての効能効果の暗示するもの

- ・名称又はキャッチフレーズ
- ・含有成分の表示及び説明
- ・起源・由来等の説明
- ・新聞・雑誌等の記事、学者等の談話、学説、農家経験談等を引用

スクミリンゴガイ対策の注意



薬剤防除は必ず登録のある農薬を使用してください！

- ◆ 特殊肥料の**椿油かす**は、農薬登録されていないため、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）駆除目的で使用することは禁止されています。
- ◆ 肥料として**椿油かす**を使用した場合でも、含有成分の「サポニン」は強い魚毒性があり、水路や河川へ流出すると、魚介類に影響を及ぼします。
- ◆ 害虫駆除目的で使用した場合、農薬取締法違反となります。必ず登録のある農薬を使用しましょう。

※最高で3年以下の懲役もしくは100万円以下（法人の場合
は1億円以下）の罰金が科せられます。

【防除に関する問い合わせ先】各地方局農業振興課 地域農業育成室 産地戦略推進室
<TEL> (東予) 0898-68-7322 (今治) 0898-23-2570 (中予) 089-909-8761
 (南予) 0895-28-6145 (八幡浜) 0894-23-0163
 または (病害虫防除所) 089-993-2020 (南予駐在) 0895-52-1004

【農薬取締法に関する問い合わせ先】各地方局農業振興課農産物安全係
<TEL> (東予) 0898-68-7322 (中予) 089-909-8761 (南予) 0895-22-5211
 または 県庁農産園芸課環境農業係 089-912-2555

使う前には必ずチェック！

- 農薬には必ず登録があります
- まく前にチェックし、必ず登録された農薬を使いましょう
- ラベルに記載された方法及び注意事項を守って使用しましょう



登録はあるかな？

農林水産省の登録番号があるのを確認しよう

〇〇××剤

農林水産省登録番号第〇〇〇号
有効成分: □□□□□...30%

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	総使用回数	使用方法
樹木類	アメリカシロヒトリ	2000倍	発生初期	4回	散布
さくら	モンクロシャチホコ	2000倍	発生初期	4回	散布
つばき	チャドクガ	1500倍	発生初期	4回	散布

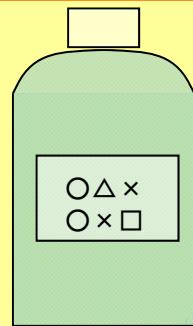
(このリーフレットに関する問い合わせ先)

農林水産省農薬対策室

【代表03-3502-8111(内4503) 直通03-3502-5969】

こんな資材に注意！

- 農薬登録がないのに、ラベルに
「害虫にはよく効きます」
「虫が寄り付かない」
「病気によく効きます」
「病害虫に効く〇〇を原料としています」
と書いてある



- 使ってみると、なぜか害虫がよく死ぬ



無登録農薬の疑い

**すぐに使用をやめて、
農林水産省に連絡しましょう**

(情報提供先)

農林水産省のHP内に「農薬目安箱」を設置し、このような資材に関する皆様からの情報を受付けております。

URL : <http://www.maff.go.jp/nouyaku/index.html>

農薬として使用することができない除草剤の販売・使用に関するお願ひ

？「農薬」とは

- 農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤や農作物等の生理機能の増進・抑制に用いられる成長促進剤等の薬剤をいいます。
- 国がその品質や効果、残留などを審査し、定められた使用方法により、農作物や環境などへの安全性が確認されたものを、農林水産省が登録します。
- 登録農薬には、容器・包装に『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』の記載があります。

？「農薬として使用することができない除草剤」とは

道路、駐車場、グラウンド等において、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理の目的以外で使用される除草剤です。

✓ 容器・包装への表示義務

除草剤の容器・包装に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要！



✓ 店頭における表示義務

店舗の見やすい場所に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要！

！販売者へのお願ひ



「農薬」と誤解して購入されないよう、「農薬として使用することができない」旨を、商品や店舗において、分かりやすく表示、陳列してください。

分かりやすい表示例

こちらの商品は、農薬として使用することができません。農作物や庭木・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。

誤解を受けやすい表示例

こちらの除草剤は、非農耕地専用です。
農耕地には使用できません。



☆インターネットで販売する場合☆

販売サイト上で農薬として使用できない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供をお願いします。

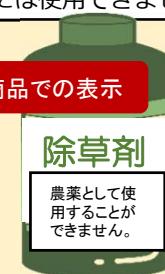
1

店頭での表示

・農薬ではありません。
・農作物や庭木・花き等植物の栽培・管理には使用できません。

2

商品での表示



3

農薬と区別し陳列



！購入者・使用者へのお願ひ



農薬に該当しない除草剤を、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培管理のために使用することは、農薬取締法で禁止されておりますので、ご注意下さい。



MAFF

(問い合わせ先) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室
電話番号：03-3501-3965

4 毒物及び劇物取締法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

（禁止規定）

第3条 3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「毒物劇物営業者」という。）に販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

第3条の3 興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物（これらを含有する物を含む。）であって政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。

第3条の4 引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であって政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。

（営業の登録）

第4条 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録は、製造所、営業所又は店舗ごとに、
その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあってはその店舗の所在地
が、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（以下「保健所
を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、
第5条、第7条第3項、第10条第1項及び第19条第1項から第3項までにおいて同じ。）
が行う。

- 2 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所、販売業者にあつては店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。
- 3 製造業又は輸入業の登録は、5年ごとに、販売業者の登録は、6年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。

（販売業の登録の種類）

第4条の2 毒物又は劇物の販売業の登録を分けて、次のとおりとする。

- (1) 一般販売業の登録
- (2) 農業用品目販売業の登録
- (3) 特定品目販売業の登録

（販売品目の制限）

第4条の3 農業用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であって厚生労働省令で定めるもの以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

- 2 特定品目販売業の登録を受けた者は、厚生労働省令で定める毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列して

はならない。

(毒物劇物取扱責任者)

- 第7条 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。ただし、自ら毒物劇物取扱責任者として毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たる製造所、営業所又は店舗については、この限りでない。
- 3 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、30日以内に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければならぬ。毒物劇物取扱責任者を変更したときも、同様とする。

(毒物劇物取扱責任者の資格)

- 第8条 次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。
- (1) 薬剤師
- (2) 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- (3) 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者
- 2 次に掲げる者は、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。
- (1) 18歳未満の者
- (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 3 第1項第3号の毒物劇物取扱者試験を分けて、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験とする。

(届出)

- 第10条 毒物劇物営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、30日以内に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- (1) 氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき。
- (2) 毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき。
- (3) その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき。
- (4) 当該製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき。

(毒物又は劇物の取扱)

- 第11条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盜難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であって政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

(毒物又は劇物の表示)

第 12 条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

2 毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、左に掲げる事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。

(1) 毒物又は劇物の名称

(2) 毒物又は劇物の成分及びその含量

(3) 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称

(4) 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

(特定の用途に供される毒物又は劇物の販売等)

第 13 条 毒物劇物営業者は、政令で定める毒物又は劇物については、厚生労働省令で定める方法により着色したものでなければ、これを農業用として販売し、又は授与してはならない。

(毒物又は劇物の譲渡手続)

第 14 条 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、次に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。

(1) 毒物又は劇物の名称及び数量

(2) 販売又は授与の年月日

(3) 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

2 毒物劇物営業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、厚生労働省令で定めるところにより作成した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。

3 前項の毒物劇物営業者は、同項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該毒物劇物営業者は、書面の提出を受けたものとみなす。

4 毒物劇物営業者は、販売又は授与の日から 5 年間、第 1 項及び第 2 項の書面並びに前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を保存しなければならない。

(毒物又は劇物の交付の制限等)

第 15 条 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

(1) 18 歳未満の者

(2) 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

- 2 毒物劇物営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、第3条の4に規定する政令で定める物を交付してはならない。
- 3 毒物劇物営業者は、帳簿を備え、前項の確認をしたときは、厚生労働省令の定めるところにより、その確認に関する事項を記載しなければならない。
- 4 毒物劇物営業者は、前項の帳簿を、最終の記載をした日から5年間、保存しなければならない。

(廃棄)

第15条の2 毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

(事故の際の措置)

第17条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第11条第2項の政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

- 2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盜難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

(立入検査等)

第18条 都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときには、毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徵し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第11条第2項の政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。

(登録の取消等)

第19条 都道府県知事は、毒物劇物営業者の有する設備が第5条の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の命令を受けた者が、その指定された期間内に必要な措置をとらないときは、都道府県知事は、その者の登録を取り消さなければならない。
- 3 都道府県知事は、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業若しくは販売業の毒物劇物取扱責任者にこの法律に違反する行為があったとき、又はその者が毒物劇物取扱責任者として不適当であると認めるときは、その毒物劇物営業者に対して、毒物劇物取扱責任者の変更を命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者にこの法律又はこれに基づく処分に違反する行為があったとき（特定毒物研究者については、第6条の2第3項第1号から第3号までに該当するに至ったときを含む。）は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(登録が失効した場合等の措置)

第21条 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒物使用者でなくなったときは、15日

以内に、毒物劇物営業者にあってはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあってはその店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）に、特定毒物研究者にあってはその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長）に、特定毒物使用者にあっては都道府県知事に、それぞれ現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならない。

（業務上取扱者の届出等）

第 22 条

5 第 11 条、第 12 条第 1 項及び第 3 項、第 17 条並びに第 18 条の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第 1 項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。

毒物劇物取締法施行令（抜粋）

（興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物）

第 32 条の 2 法第 3 条の 3 に規定する政令で定める物は、トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料とする。

（発火性又は爆発性のある劇物）

第 32 条の 3 法第 3 条の 4 に規定する政令で定める物は、亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（亜塩素酸ナトリウム 30%以上を含有する物に限る。）、塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（塩素酸塩類 35%以上を含有するものに限る。）ナトリウム並びにピクリン酸とする。

（毒物劇物営業者等による情報の提供）

第 40 条の 9 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その販売し、又は授与する時までに、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。ただし、当該毒物劇物営業者により、当該譲受人に対し、既に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 毒物劇物営業者は、前項の規定により提供した毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該譲受人に対し、変更後の当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 前二項の規定は、特定毒物研究者が製造した特定毒物を譲り渡す場合について準用する。
- 4 前三項に定めるもののほか、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者による毒物又は劇物の譲受人に対する情報の提供に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

毒物及び劇物取締法施行規則（抜粋）

（製造所等の設備）

第4条の4 毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。

（1）毒物又は劇物の製造作業を行なう場所は次に定めるところに適合するものであること。

イ コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。

ロ 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。

（2）毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。

ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

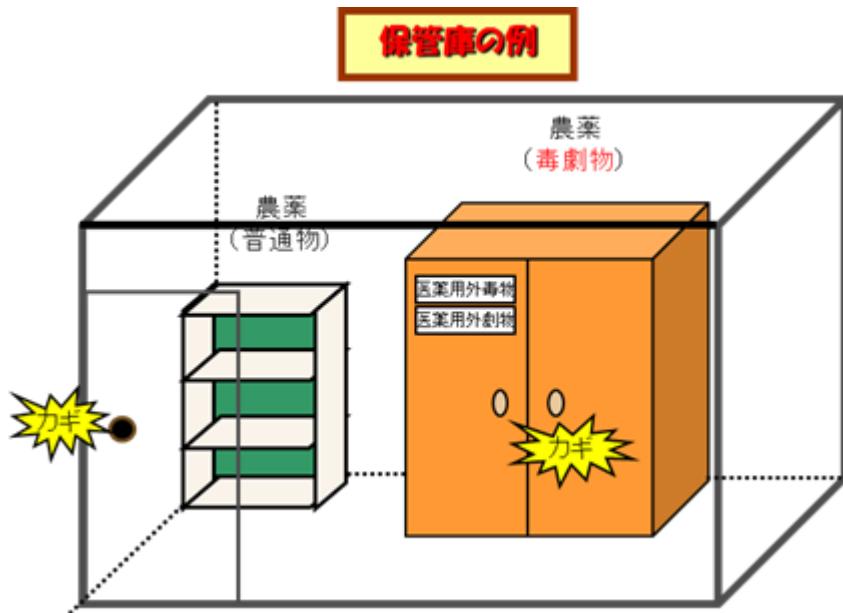
ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。

ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。

（3）毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。

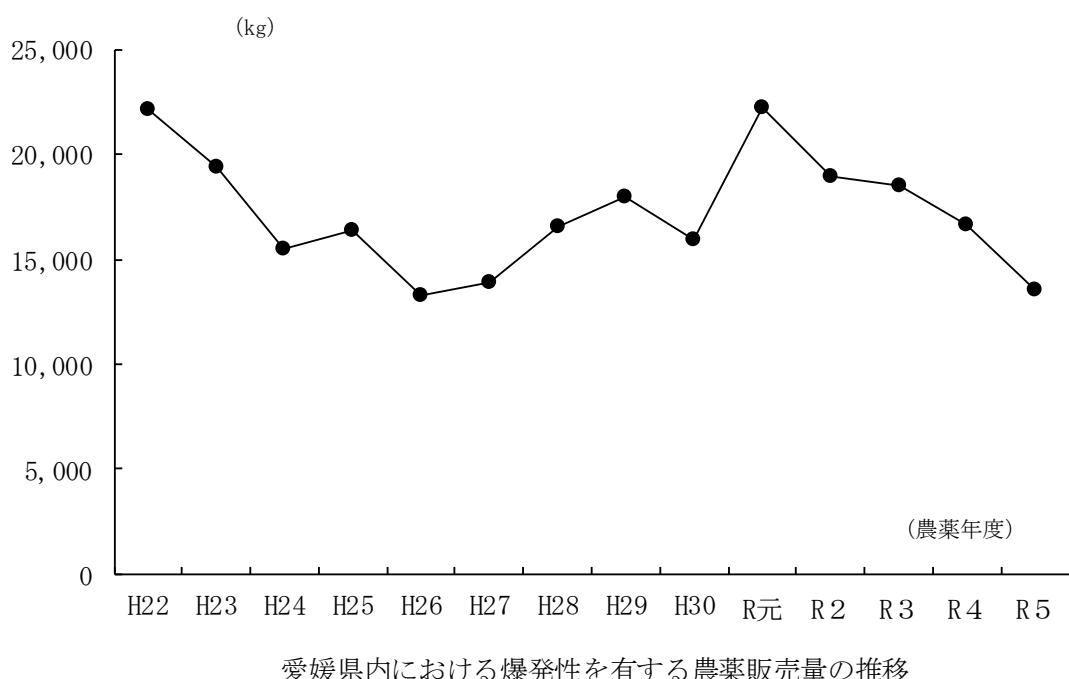
（4）毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

2 毒物又は劇物の輸入業の営業所及び販売業の店舗の設備の基準については、前項第2号から第4号までの規定を準用する。



<店舗における取扱責任者の業務> (参考)

- 1 貯蔵場所、在庫量、運搬用具等の管理
 - (1) 毒物・劇物と普通物を分けて保管しているか
 - (2) 毒物・劇物保管場所は施錠されているか
 - (3) 棚卸において、台帳と現物があつていているか
- 2 容器、被包、貯蔵場所の表示の点検
 - (1) 貯蔵場所・陳列場所に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示ができているか
- 3 取扱状況の点検
 - (1) 盗難・紛失を防ぐ必要な措置が講じられているか
 - (2) 各種届出の対応（販売業更新、変更、廃止等）
- 4 譲渡・交付手続きの点検
 - (1) 販売時に書面で手続きが実施できているか
 - ① 毒物・劇物の名称及び数量
 - ② 販売の年月日、譲受人の氏名、職業、住所と印鑑
(18歳未満の者、挙動不審者に交付していないか)
 - (2) 書面が5年間保存できているか
 - (3) 引火性・発火性・爆発性を有するもの(塩素酸塩類(テゾレート、クロレート、クサトール)等)は、販売するにあたって免許証や保険証で譲受人の身元確認がとられているか
- 5 運搬、廃棄に関する技術点検
 - (1) 毒物・劇物の廃棄にあたっては、法律で定められた適切な処分ができているか
- 6 事故（盗難、紛失）時の措置
 - (1) 事故に遭ったとき、報告・連絡先（保健所、警察署、消防機関）のマニュアル化ができているか（盗難等防止規定）
 - (2) 毒物・劇物が漏れ、流れ出、しみ出た場合に保健衛生上の危害を防止するための対応がマニュアル化できているか（危害防止規定）
- 7 立入り検査時（保健所、警察署等）の対応



5 食品衛生法（抜粋）

（農薬の残留基準の設定）

（食品又は添加物の基準、規格の設定等）

第13条 内閣総理大臣は、公衆衛生の見地から、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

- ② 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。
- ③ 農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。次条において同じ。）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第2項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方によって用いられる物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品であって動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質を除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第1項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

（検査・試験用の収去法）

（報告徴収、臨検検査、収去）

第28条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

- ② 前項の規定により当該職員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならない。

（食品衛生監視員）

第30条 第28条第1項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

- ② 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならない。
- ⑤ 前各項に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

〔食品等の回収の届出〕

第58条 営業者が、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、その採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又はその製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装を回収するとき（次条第1項又は第2項の規定による命令を受けて回収するとき、及び食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときを除く。）は、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 第6条、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項又は第20条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
- 二 第9条第1項又は第17条第1項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合

（廃棄命令等）

第59条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第6条、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条若しくは第18条第2項若しくは第3項の規定に違反した場合又は第9条第一項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

（営業許可の取消し、営業の禁止又は停止）

第60条 都道府県知事は、営業者が第6条、第8条第1項、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項、第19条第2項、第20条、第25条第1項、第26条第4項、第48条第1項、第50条第2項、第51条第2項、第52条第2項若しくは第53号第1項の規定に違反した場合、第7条第1項から第3項まで、第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合、第55条第2項第1号若しくは第3号に該当するに至った場合又は同条第3項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

② 厚生労働大臣は、営業者（食品、添加物、器具又は容器包装を輸入することを営む人又は法人に限る。）が第6条、第8条1項、第10条第2項、第11条、第12条、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項、第26条第4項、第50条第2項、第51条第2項、第52条第2項若しくは第53号第1項の規定に違反した場合又は第7条第1項から第3項まで、第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。

（罰則）

第82条 第13条第2項（第68条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）若しくは第3項、第16条（第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）、第19条第2項（第68条第1項において準用する場合を含む。）、第20条（第68条第1項において準用する場合を含む。）又は第55条第1項（第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

② 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

(参考)

①平成17年厚生労働省告示第497号

食品衛生法第13条第3項の規定により「人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量」は0.01ppmとすること。

②平成17年厚生労働省告示第498号

食品衛生法第13条第3項の規定により「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（対象外物質）」

1 亜鉛 2 アザジラクチン 3 アスコルビン酸 4 アスタキサンチン 5 アスパラギン 6 アブシシン酸
7 β-アポ-8' -カルチニン酸エチルエステル 8 アラニン 9 アリシン 10 アルギニン 11 安息香酸
12 アンモニウム 13 硫黄 14 イタコン酸 15 イノシトール 16 塩素 17 オレイン酸 18 カプリン酸グ
リセリル 19 カリウム 20 カルシウム 21 カルシフェロール及び 25-ヒドロキシコレカルシフェロール
22 L-カルニチン 23 β-カルテン 24 クエン酸 25 グリシン 26 グリセリンクエン酸脂肪酸エステル
27 グリセリン酢酸脂肪酸エステル 28 グルタミン 29 クロレラ抽出物 30 くん液蒸留酢酸 31 ケイ素
32 ケイソウ土 33 コバラミン 34 コリン 35 酸化亜鉛 36 シイタケ菌糸体抽出物 37 次硝酸ビスマス
38 重曹 39 酒石酸 40 シンナムアルデヒド 41 セリン 42 セレン 43 ソルビン酸 44 タウリン
45 チアミン 46 チロシン 47 鉄 48 銅 49 トウガラシ色素 50 トコフェロール 51 ナイアシン
52 ニームオイル 53 乳酸 54 尿素 55 パラフィン 56 バリウム 57 バリン 58 パントテン酸
59 ビオチン 60 ヒスチジン 61 ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン 62 ヒドロキシプロピルデン
プン 63 ピリドキシン 64 ビール酵母抽出グルカン 65 プロピレングリコール 66 ポリグリセリン脂肪
酸エステル 67 マグネシウム 68 マシン油 69 マリーゴールド色素 70 ミネラルオイル 71 メチオニン
72 メナジオン 73 葉酸 74 ヨウ素 75 リボフラビン 76 レシチン 77 レチノール 78 ロイシン
79 ワックス

③食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部A食品の成分規格（抜粋）

食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質

1 2, 4, 5-T 2 イプロニダゾール 3 オラキンドックス 4 カブタホール 5 カルバドックス 6 クマ
ホス 7 クロラムフェニコール 8 クロルスロン 9 クロルプロマジン 10 ゲンチアナバイオレット
11 ジエチルスチルベストロール 12 ジメトリダゾール 13 ダミノジッド 14 ニタルソン 15 ニトロフラ
ゾン 16 ニトロフラントイソル 17 ニフルスチレン酸ナトリウム 18 フラゾリドン 19 フラルタドン
20 プロファム 21 マラカイトグリーン 22 メトロニダゾール 23 ロキサルソン 24 ロニダゾール

(参考) 令和6年度愛媛県食品衛生監視指導計画 抜粋

第4 監視指導の実施内容等に関する事項「5 食品等の収去検査等に関する事項」

(2) 食品等の収去検査の方向性

県民の食生活の安全を確保し、健康の保護を図るために、科学的知見に基づいた食品衛生行政の推進が必要であることから、食品衛生検査施設を設置して検査を実施する。

このため、食品衛生検査施設である保健所（西条及び宇和島保健所）と衛生環境研究所において、県内で製造又は販売される食品等について食品衛生法等に基づく検査を実施し、大規模食中毒の未然防止、不良食品の流通防止を図り、食品の安全性を確保する。また、残留農薬等の迅速かつ効率的な一斉分析法等の検査体制の確保を図る。試験法については、妥当性評価を実施する。

(3) 重点的に収去する食品等及び検査項目

①県内産農畜水産食品

動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内部寄生虫駆除剤等）及び残留農薬の検査について、使用実態調査の結果等を参考に検査項目を決定するなど効果的に実施する。

6 消防法に定める危険物の規制

1 危険物とは

危険物とは、私たちが通常考える危険なものという、広い概念ではなく、消防法で指定した発火性又は引火性の物品をいい、その化学的な性質と火災予防及び消火の方法により分類されており、農薬（塩素酸塩類、乳剤等）もこれらの消防法に定める危険物の規制を受けます。

2 危険物の分類

種別	性 質	品 名 と 指 定 数 量		
第1類	酸化性個体	1 塩素酸塩類 2 過塩素酸塩類 3 無機過酸化物 4 亜塩素酸塩類 5 臭素酸塩類 6 硝酸塩類 7 よう素酸塩類 8 過マンガン酸塩類 9 重クロム酸塩類 10 その他のもので政令で定めるもの 11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	第一種酸化性個体 第二種酸化性個体 第三種酸化性個体	50kg 300kg 1,000kg
第2類	可燃性固体	1 硫化りん 2 赤りん 3 硫黄 4 鉄粉 5 金属粉 6 マグネシウム 7 その他のもので政令で定めるもの 8 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 9 引火性固体	100kg 100kg 100kg 500kg 100kg 500kg 1000kg	
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	1 カリウム 2 ナトリウム 3 アルキルアルミニウム 4 アルキリチウム 5 黄りん 6 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く) 及びアルカリ土類金属 7 有機金属化合物(アルキアルミニウム及びアルキリチウムを除く) 8 金属の水素化物 9 金属のりん化物 10 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 11 その他のもので政令で定めるもの 12 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	10kg 10kg 10kg 10kg 20kg 10kg 50kg 300kg	第一種自然発火性物質及び禁水性物質 第二種自然発火性物質及び禁水性物質 第三種自然発火性物質及び禁水性物質
第4類	引火性液体	1 特殊引火物 2 第一石油類 3 アルコール類 4 第二石油類 5 第三石油類 6 第四石油類 7 動植物油類	50ℓ 非水溶性液体 200ℓ 400ℓ 非水溶性液体 1,000ℓ 非水溶性液体 2,000ℓ 6,000ℓ 10,000ℓ	水溶性液体 400ℓ 水溶性液体 2,000ℓ 水溶性液体 4,000ℓ
第5類	自己反応性物質	1 有機過酸化物 2 硝酸エステル類 3 ニトロ化合物 4 ニトロソ化合物 5 アゾ化合物 6 ジアゾ化合物 7 ヒドラジンの誘導体 8 ヒドロキシルアミン 9 ヒドロキシルアミン塩類 10 その他のもので政令で定めるもの 11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	10kg 100kg	
第6類	酸化性液体	1 過塩素酸 2 過酸化水素 3 硝酸 4 その他のもので政令で定めるもの 5 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	300kg 300kg 300kg 300kg 300kg	

7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 略

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 略

5～6 略

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2～3 略

（事業者及び地方公共団体の処理）

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2～3 略

（事業者の処理）

第12条 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない。

2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3～4 略

5 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

6～13 略

（投棄禁止）

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

(参考)

農薬販売者への立入検査指導取締状況

農薬販売者を対象とし、県（産業振興課、保健所）、松山市が連携して立入検査指導を実施した結果、令和4年度においては、届出遅延、指定・一般農薬帳簿や毒劇物譲受・譲渡簿の不備等の違反を確認したため、早急に改善するよう指導した。また、無登録農薬の販売等処分を行う重大な違反等は確認されなかった。

